

平成30年7回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成30年7月25日(水)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後4時00分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後5時11分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松 本 雅 夫	出
3	小 和 瀬 守	出		渡 邊 登	出
4	室 岡 重 雄	出		野 邊 良 男	出
5	中 嶋 安 男	欠		松 本 十 丸	出
6	吉 田 廣 司	出		渡 辺 利 夫	出
7	竹 澤 國 雄	出		嶋 田 治 彦	出
8	松 村 萬 平	欠		大 澤 守 男	出
9	小 林 成 行	出		池 田 清 十 郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成三十年第七回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、中嶋安男委員、松村萬平委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は 12 名中 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成三十年第七回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第 2、議案第 57 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 3、議案第 58 号から議案第 61 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 4、議案第 62 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第 5、議案第 63 号から議案第 68 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第 6、議案第 69 号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第 7、議案第 70 号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第十一条第二項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは竹澤國雄委員と小林成行委員をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、日程第 2、議案第 57 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 57 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の 1 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定によりまして説明いたします。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>場所は、現在の(譲受人)さんの東側になります。(譲受人)さんは、主に鶏卵生産をしております。今回の取得する農地では、鶏のエサ等に使用するエキナセアを栽培したいと考えているそうです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 2 号農地所有適格法人に該当、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、すべてにつきまして法の求める一般的な許可要件は問題ないものと考えます。</p>

発 言 者	内 容
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見をお伺いいたします。 梅澤委員。
梅澤委員	過日大澤推進委員さんと現地確認いたしました。何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお伺いいたします。
議長	他にご意見ございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 57 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 57 号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、日程第 3、議案第 58 号から第 61 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 58 号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 58 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	昼はランチ、夜はお酒を楽しめるようなカフェバーを計画しているとのこと。既に周辺は宅地化が進んでいる所になります。 本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 2 項第 1 号ロ(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 4 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、現況地目が雑種地になっており、以前草が生えないように砂利を敷いていた経緯がありますが、その時に入れた砂利に関しては、現在はがされております。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、まず、地元の委員さんのご意見を伺います。 坂本委員。
坂本委員	過日渡邊委員さんと一緒に現地を確認させていただきました。確認をしたんですけども、大きい石があり、ところどころに見えるということで、それを除去していただくというようなことでおねがいできれば、町の中心地になりますので許可相当と思いますが、気になったのが大きい石です。まだ取り足りないかなというような感じがします。 以上です。
議長	渡邊推進委員さんはよろしいですか。
渡邊推進委員	異議なし。
議長	これについて事務局のほうは指導してきたのか。 事務局。
事務局	坂本委員さんのご質問にお答えいたします。

発 言 者	内 容
議長	<p>坂本委員さんからご指摘をいただきましたので、代理人を通じて、申請人に玉石を除去するように指導いたします。</p> <p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 58 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 58 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 59 号についてですが、吉田廣司委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(吉田委員退席)</p>
議長	<p>それでは、議案第 59 号につきまして、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 59 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請人のご自宅の南隣の農地が今回の申請地になります。既に、農地に農機具を保管するための農業用倉庫が建っており、是正をしたいということからの今回の申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 35 条第 5 号によりまして、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えない既存施設の拡張につきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>農地法第 4 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、今回の申請には、始末書が添付されております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>今の説明のとおりでありまして、ご存知の方には農地だったの、というところですが、本人が是正をしたいということですので、特に支障はないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 59 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 59 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>(吉田委員着席)</p> <p>次に、議案第 60 号につきまして、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 60 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>申請人のご自宅から少し西へ向かった農地が今回の申請地となります。</p> <p>県と協議し、面積を確定させる測量図と許可後に必ず分筆するという内容の誓約書を添付することで、今回の申請地は分筆前ではありますが申請を受理いたしました。そのため面積が通常の表記と異なり、〇〇㎡の内〇〇㎡というような表記になっております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第4条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>梅澤委員。</p>
梅澤委員	<p>これも過日大澤推進委員さんと現地確認、また地主さんにお話を伺いました。鷹巣は基盤整備をしておりませんので、農地を借りてくれる人がなかなか出ないということで、最後の手段ということで太陽光をしたいということでございますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第60号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第60号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第61号につきまして、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第61号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請地は、2km圏内にスーパーや病院があり、また3km圏内に駅や小学校があることなどから生活環境が整っており、長屋住宅の需要が見込まれるため今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第4条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>小林委員。</p>
小林委員	<p>事務局が説明したとおり、寄居スマートインターの至近距離にあり、特に問題はないので、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見ございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第61号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 61 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。続きまして日程第 4、議案第 62 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 62 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。それでは、議案第 62 号につきましてご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>この申請につきましては、平成 30 年 3 月 19 日に大農振第 1005-3057 号で(申請人)さんが自己用住宅敷地として許可を得ている案件となります。(申請人)さんが自己用住宅を建築する際に、駐車場は必要ないという当初の計画から、3 台分の駐車場が必要になったとする内容の計画変更の承認を求めるものです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)の第 3 種農地ですので原則として許可となるものです。また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、すべて問題はないものと考えます。</p> <p>なお、今回の申請書は、県から始末書の添付を求められておりますので、指導をしている所であります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見をお聞きします。</p> <p>嶋田委員。</p>
嶋田推進委員	<p>既に母屋の工事は相当進んでおります。最初から駐車場を 1 台、2 台見込んでいればこのようなことにはならなかったわけですか。</p>
議長 事務局	<p>事務局。</p> <p>当初から自宅南側に駐車スペースを作る計画であれば接道が取れないわけなので、進入路が必要になってきます。議案第 64 号のように進入路部分を含めた形で申請が必要だったと思います。当初は駐車スペースが必要ないということで、進入路部分もありませんでした。現在こういった形になりまして、計画変更と進入路部分の 5 条申請ということになっております。</p>
嶋田推進委員	<p>台数は関係あったんですか。</p>
事務局	<p>もし 1 台でも計画されていれば進入路が必要なため、そういった申請になったと思います。駐車場が 0 台だったため、今回のようなことになりました。</p>
嶋田推進委員	<p>そのへんが本人の思いが違っていたのかなと。とりあえず住宅もかなり進んでおりますので、始末書をつけるということで指導をしていただければと思います。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決をいたします。議案第 62 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 62 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 5、議案第 63 号から第 68 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 63 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案 63 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>平成 29 年 10 月の促進協議会でご審議いただき、平成 30 年 3 月 15 日に除外をされた農地が今回の申請地となります。(譲受人)さんが、おじい様である(譲渡人)さんから土地を借り受け、自己用の住宅を建築したいとのことでした。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>松本委員。</p>
松本委員	<p>この件につきまして、過日松本推進委員さんと現地確認に行きました。事務局から説明がありましたとおり、現況も畑できれいに整えられていまして、特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 63 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 63 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 64 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 64 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>議案第 62 号でご審議いただきました農地の西隣の農地が今回の申請地となります。議案第 62 号の計画変更の際にもご説明させていただきましたが、駐車スペースが計画変更により 3 台必要になったことに伴って、そのための進入路が必要になり、今回の申請に至りました。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>

発 言 者	内 容
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、まず、地元の委員さんのご意見を伺います。
嶋田推進委員	嶋田委員。
議長	先ほどのとおり問題ありません。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 64 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 64 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に、議案第 65 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 65 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	議案第 60 号でご審議いただきました農地のすぐ西の農地が今回の申請地となります。(譲受人)さんが太陽光発電事業を計画しており、(譲渡人)さんから借りることに承諾を得ることができ、今回申請に至ったとのこと。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の
	資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可
	要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。
	梅澤委員。
議長	これも過日大澤推進委員さんと現地確認、また地主さん、(譲受人)さんともお話をいたしました。
	なかなか借り手がいないので、荒れているなら太陽光ということで(譲受人)さんが
	借りるそうなので、何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
	議案第 65 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 65 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に、議案第 66 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 66 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	議案第 65 号でご審議いただきました農地にほど近い農地が今回の申請地となります。議案
	第 65 号と同様、(譲受人)さんが、(譲渡人)さんから農地を借り受け太陽光事業を行いたいと
	のことです。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の
	資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可

発 言 者	内 容
	要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。
事務局	梅澤委員。
事務局	これも先ほどと同じで、何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	カタカナの(申請地大字名)は存在するのか。
事務局	土地謄本でカタカナであることを確認しています。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
議長	議案第 66 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 66 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第 67 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 67 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	電気関係のお仕事をしている(譲受人)さんが太陽光事業を計画しており、(譲渡人)さんから土地を譲ってもらえるということで今回の申請に至ったそうです。
議長	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。
議長	小林委員。
小林委員	池田推進委員さんと現地確認しました。特に問題ないと思いますが、図面で見ますと細かく道路が入っているのですが、現状は一枚になっています。計画でそのとおりやるんでしょうけど、その辺を確認していただかなくてはと思います。
議長	事務局。
事務局	小林委員さんのご質問にお答えいたします。今回の申請地の間に細くある筆ですが、道ではなく水路になります。ただ現地確認しますと、一面畑のようになっております。水路には柱等は置かない計画になっております。
小林委員	こんなに細かく水路があるんですか。
事務局	公図上は水路があります。
小林委員	その辺で注意していただければ問題ないと思います。
議長	他にご意見はございませんか。
嶋田推進委員	ちょっといいですか。
議長	嶋田委員。
嶋田推進委員	水路のことですが、管理は誰ですか。埋まっているからといって作ってもいいんですか。

発 言 者	内 容
事務局	嶋田推進委員さんのご質問にお答えいたします。水路の管理ですが、官地ですので、町が管理者で町建設課が担当になっております。建設課に確認し、指導が必要であれば指導いたします。
嶋田推進委員 事務局	柱は水路になくとも、パネルが水路に係るといけないのではないかと再度確認いたします。
事務局	昔、水路に橋を架げるだけでも手続きが必要でした。勝手に許すわけにはいかないもので、よく確認していただきたいです。
事務局 松本委員	確認いたします。 私の知識不足で教えていただきたいのですが、私の農地で太陽光を行うにあたって、どういった要件であればできるのでしょうか。
事務局	松本委員さんのご質問にお答えいたします。農振農用地内のいわゆる青地、農地が一団で広がっていく第1種農地だと太陽光発電はできないという規制があります。なので、農振農用地内以外のいわゆる白地、と第2種農地、第3種農地であれば、可能性はあると思います。
松本委員 事務局	第2種農地であればできるということですか。 可能性はあると思います。
松本委員 事務局	下で作物を作らなくても構わないのか。 白地、また第2種農地、第3種農地であれば、可能性はあると思います。
松本委員 事務局	営農型の場合はどうでしょうか。 パネルの下で耕作をする営農型の太陽光であれば、一時転用の申請にはなりますが、農振農用地内でもできる可能性はあります。
飯島推進委員 事務局	第1種農地でも、下で耕作をして支柱を立てれば太陽光ができるのでしょうか。 支柱の部分の面積での一時転用という形で、可能性はあると思います。
渡辺推進委員 事務局	営農型であれば、転用しないで、青地でもでき、どんな農地でも、それぞれの条件をクリアすれば、太陽光ができると思うのですが。
事務局	渡辺推進委員さんのご質問にお答えいたします。永久転用の太陽光であれば青地、第1種農地では規制がかかりますが、営農型まで含めれば青地、第1種農地でもできることになるので、おっしゃるとおり太陽光は可能かなと思います。
議長 事務局	太陽光は、こういった農地であればできるといった表をまとめてみればよいと思います。 分かりました。
議長	他にご意見ございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。 議案第67号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第67号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第68号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第68号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	議案第67号でご審議いただいた農地の南隣の農地が今回の申請地となります。将来的に日

発 言 者	内 容
	<p>光を遮る建築物が建つ可能性が低く、日照条件も良好ということから、太陽光発電事業に適した土地ということで申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>小林委員。</p>
小林委員	<p>先ほどの南側で、何も問題ないと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第68号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第68号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第69号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第69号につきまして事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第69号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下3人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下5人です。</p> <p>合計12筆で、9,224㎡、そのうち、田が0筆で、0㎡、畑が12筆で、9,224㎡です。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第69号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

発 言 者	内 容
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 69 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 続きまして、日程第 7、議案第 70 号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項についてを議題といたします。
	それでは、議案第 70 号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 6 ページからを御覧ください。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
議長	この件につきまして、何かご意見ございますか。
	小林委員。
小林委員	推進委員だけですが、農業委員も同時進行のほうが良いのではないかなと思うのですが。
議長	事務局。
事務局	小林委員さんのご質問にお答えいたします。推進委員は農業委員会の委嘱によって決定いたしますので、今回議案として挙げさせていただきました。農業委員につきましては、議会の同意を得て町が任命をすることになっております。農業委員と推進委員は同時並行で進めたいと思います。
議長	他にありますか。
飯島推進委員	推薦団体へは町から依頼みたいなものがありますか。
事務局	公募の形式をとっておりますので、農業委員、推進委員を募集していることの周知をさせていただき、候補となる方がいれば、応募また推薦をしていただければと思っております。
小林委員	募集が 8 月 13 日からになっており期限が迫っているが、農業委員、と推進委員を平行となると、農業委員の募集要項が固まってやらないのかなと思うのですが。
事務局	農業委員の募集要項も進めております。
議長	松本委員。
松本委員	女性の方の参加を求めていると思いますが、寄居町農業委員会としては何か考えていますか。
事務局	女性の方、また若い方の登用が求められております。応募をしていただいたり、また候補となる方がいれば推薦をしていただければと思います。
渡辺推進委員	女性を 1 人くらい入れないといけないのかと思いますので、役場が 1 人くらいは入れるという決意がないと入ってこないと思います。
事務局	あくまでも公募の形式をとっておりますので、候補の方がいれば推薦をしていただければと思います。
坂本委員	推進委員は認定農業者の規制はなかったですね。
事務局	ありません。
議長	他にご意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 70 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 70 号は原案のとおり決定いたします。

発 言 者	内 容
<p data-bbox="215 360 336 443">議長 事務局長</p> <p data-bbox="274 741 336 779">議長</p>	<p data-bbox="392 219 866 248">以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p data-bbox="392 266 783 295">委員さんから、何かありますか。</p> <p data-bbox="544 313 783 342">(委員からなしの声)</p> <p data-bbox="392 360 759 389">事務局から、何かありますか。</p> <p data-bbox="392 407 839 436">事務局から2点、ご連絡いたします。</p> <p data-bbox="365 454 1481 535">1点目です。次回の総会ですが、8月27日月曜日の午後1時30分から総会でお願いいたします。繰り返します。8月27日月曜日の午後1時30分から総会でお願いいたします。</p> <p data-bbox="365 553 1481 680">2点目です。机上配布させていただきました研修会の開催通知をご覧ください。埼玉県農業会議主催の農地利用最適化活動活性化研修会が、9月13日木曜日の午後1時から本庄市民文化会館で開催されますので、ご予定をよろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="392 698 620 728">以上でございます。</p> <p data-bbox="392 745 1294 775">それでは他に無いようですので、平成三十年第七回総会を閉会いたします。</p> <p data-bbox="392 792 783 822">ご協力ありがとうございました。</p> <p data-bbox="531 889 959 918">(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p>竹澤國雄委員 小林成行委員 委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年7月25日</p> <p>議 長 室 岡 重 雄</p> <p>委 員 小 林 成 行</p> <p>委 員 竹 澤 國 雄</p>